

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成18年 2月 24日

## 「適格退職年金の契約状況調査」

本日は平成24年3月末で廃止される適格退職年金についてお話しします。現在、多くの企業がこの適格退職年金(以下、適年)からの移換を迫られています。危機感はまちまちのようです。

### 適年とはなんだったのか

適年は生命保険会社や信託銀行などが手掛ける企業年金で、昭和37年の登場以来、多くの企業に採用されました。適年には「退職年金の支給のみを目的とする」ことや、「生命保険会社や信託会社等と契約を結んで掛金又は保険料を払い込む」こと、「掛金等及び給付金は適正な年金数理を用いて算定される」こと、「契約解除の際、返戻金は事業主に返還されず、従業員に支払われる」ことなど全部で14の要件があり、これらを満たすことで税制適格退職年金として認められました。

また、「事業主が拠出した掛金は全額損金に算入される」こと、「従業員が拠出した掛金は生命保険料控除の対象となる」こと、「年金は雑所得、一時金は退職所得として、受給時に課税される」ことなどの優遇措置がありました。

また企業にとっては将来の退職金の支払原資を一定の掛金として拠出することで従業員の高齢化に伴う退職金負担の増大を平準化することができ、従業員にとっては退職年金の原資が社外で積立てられるので、受給権が確保されるというメリットがありました。

ところがバブル崩壊後の株式市場の低迷や長きにわたって続く低金利により、巨額の積立不足が発生したことや、5年に1度しか掛金の見直しができないため、受給権の保護が不十分であることなどを理由に、平成14年4月に施行された確定給付企業年金法により、厚生労働省が所管の企業年金制度に統一される(適年は国税庁が所管)ことになりました。

### 現在の状況について

これにより適年を導入していた企業は他の制度へ移行せざるを得なくなったわけですが、現在、確認されている適年の契約状況は以下のとおりとなっています。

年度	件数(件)	増減件数	増減率(%)	加入者(万人)
S53年	57,786	785	1.38	511
S54年	59,482	1,696	2.93	541
S55年	61,437	1,955	3.29	584
S56年	62,775	1,338	2.18	626
S57年	64,008	1,233	1.96	649
S58年	65,346	1,338	2.09	687
S59年	66,842	1,496	2.29	724
S60年	68,268	1,426	2.13	756
S61年	71,203	2,935	4.30	788
S62年	74,423	3,220	4.52	821
S63年	78,555	4,132	5.55	845
H1年	82,799	4,244	5.40	903
H2年	86,648	3,849	4.65	937
H3年	90,434	3,786	4.37	977
H4年	92,082	1,648	1.82	1,040
H5年	92,467	385	0.42	1,059
H6年	92,355	112	0.12	1,075
H7年	91,466	889	0.96	1,078
H8年	90,243	1,223	1.34	1,063
H9年	88,312	1,931	2.14	1,043
H10年	85,047	3,265	3.70	1,029
H11年	81,605	3,442	4.05	991
H12年	78,148	3,457	4.24	964
H13年	73,913	4,235	5.42	915
H14年	66,752	7,161	9.69	858
H15年	59,162	7,590	11.37	777
H16年	52,761	6,401	10.82	653

(出所) 厚生年金基金連合会ホームページ、生命保険協会「適格退職年金の契約状況調査」のデータより  
黄色の枠はそれぞれのピークを示しています。

表のとおり、既に平成6年から加入企業は減り始め、新規設立が認められなくなった平成14年以降はほぼ7,000件程度と加速度的に契約数が減少しています。大手企業については会計基準の問題(退職給付債務など)もあって、早急に移行が進んだものと思われます。しかし全体的には、4割の企業が移行したに過ぎません。これは中堅以下の企業が取り残された形になっているからです。

### 今後の展望など

しかし、時間は待ってられません。今後、更に過密なスケジュールで移行が進むと考えられます。移行先は確定拠出年金や確定給付企業年金、中退共などが考えられますが、一朝一夕には移行できるはずもなく本格的に取り組む時が来ています。

また何よりも忘れてならないのは、一般勘定で予定利率が高いままの場合等、積立不足額は膨らみ続けているということです。こうした状況から一刻も早く脱却するべきではないでしょうか。

退職給付制度の改正を考えると、プロのアドバイスは欠かせません。現状把握から新しい制度の導入まで、ぜひ弊社にご相談ください。

以上